

宮城県自然環境保全審議会会議録

平成22年9月9日(木)

午後3時から午後5時まで

行政庁舎9階 第1会議室

配布資料

- 資料1：牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画の変更について
- 資料2：宮城県ツキノワグマ保護管理計画について
- 資料3：県指定田代鳥獣保護区の指定について
- 資料4：自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況について

1 開 会

始めに、事務局が開会を宣言し、環境生活部小泉部長があいさつを行った。
次に自然環境保全審議会会長澤本会長があいさつを行った。

2 定足数

事務局から本日は構成委員、23名中18名が出席しており、自然環境保全審議会条例第6条第2項の規定により定足数を満たしていることから本会議が有効に成立していると報告が行われた。また、会議については原則公開であり本会議についても特段の支障がないことから公開で行うことを報告。

また、報告事項の「自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況」については、非公開で行うことを報告。

条例第6条第1項の規定により以降、澤本会長が議長となる。

3 議 事

(1) 牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画の変更について

会 長：この議題は平成20年度の審議会です承した内容であり、その捕獲期間の変更ということである。事務局から説明願う。

事 務 局：資料1に基づき説明。

この事項につきましては、本日、審議会の前に部会が開催され、承諾をいただいたが付帯意見がついている。

「自然増加率を減らす根本的な対策を強く推進すること」を前提に認めるとの意見つきです承いただいた。

会 長：基本的に制限していく、管理していく内容は2年前と同じとなっている。今回は期間、頭数の変更であるが、ただいまの説明に対して、意見、質問はないか。

千田委員：計画の変更ということは、前の計画、見積りが悪かったという判断でよろしいか。

事 務 局：計画が悪かったというか、予想を上回る形でシカが増えていると理解いただければと思う。

千田委員：その理由を明らかにしないのか。なぜ増加したかという理由は何か。

事 務 局：一般的にシカが増える理由としては、一つは天敵となるもの、シカを捕食して

食べるものがないということである。

千田委員：いやいや，見積りが悪かった理由を伺いたい。

事務局：見積りが悪かったということではなく，当初は平成20年11月から平成22年10月末までの2か年間で見積もった頭数の捕獲を考えていたが，今回新たに，平成22年11月からの2か年分を審議願いたい。

千田委員：よくわからないが，それから，そうするとまた次は延長したり頭数を増やしていったりするということになるのか。

事務局：昨年度まで目標頭数は1,000頭だったが，それ以上は捕らないということではない。その辺は柔軟に運用していく。

したがって今回も1,500頭と目標を掲げているが，状況に応じて柔軟に運用しよう考えている。

千田委員：残渣処理を適正に実施するという意味が違うかなと思うが。

事務局：狩猟，有害で捕獲した場合に，その場に放置しておくことは法律で禁止されている。きちんと処理をしてそれを埋設するとか，運び出して処理をするとか，そういったところが求められている。

千田委員：前回は聞いたのですが資源活用という言葉がある。この前は聞いてよく分からなかったが，それは2年たってどういうことになったのか。

事務局：資源というのは，捕獲した個体をどのように活用するののだが，地元石巻でもシカ肉を利用した缶詰が販売されており，その辺は少しずつだが進んでいる。

千田委員：それは何頭分。どれくらいの規模のものか。

事務局：100頭分である。

千田委員：もう一つよろしいか。牡鹿半島はシカが元々棲んでいたところで，この文書全体から多分シカが元々棲んでいて，それを人間が大事にするとか愛するという気持ちが無いように思う。宮城県は観光立県と言っていると思うが，シカを殺すというのは「鹿」が付いている地区であまり良いイメージではない。殺すのではなく，もう少しうまい方法を考える方がよろしいのではないか。観光資源として何か考えないといつまでも殺していくことになり，良いイメージにならない。例えば松島でマツを伐るということである。牡鹿半島でシカを殺すというのは，よくないと思うのでもう少し考えていただけないか。

事務局：牡鹿半島ニホンジカ保護管理計画は平成20年10月に策定され，その際の目標として，牡鹿半島は約100 km²だが，そこでの生息頭数は1,000頭以下を目指すとしている。観光については，金華山があり，そのシカは神様のシカということで，大切に保護されている。それから，シカを殺すのはいかがかということだが，実際に現地の山の中に行くと笹は葉が一枚も無くなって，草も生えていない状況である。これをそのまま放置すると，土砂災害の危険も増すし，植物が生えていれば生物が命を育むが，シカが全部食べてしまうとその可能性も全て絶ってしまうということになるので，広く考えてやむを得ない措置と考えてもらえればと思う。

小泉部長：野生鳥獣や人間はお互いに共存，共栄していかないといけないわけである。ところが，人間側の社会条件の加速化が進んだり段々と人も少なくなっている。牡

鹿半島はまさにそういう状況にある。その中で何とかシカも生態系も守りながら人間社会も互いにやっていこうというのが今回の保護管理計画の趣旨である。今回の1,000頭から1,500頭にするのは先生が御指摘のとおり、当初見積もっていたより、捕獲頭数から推測すると、生息頭数が多いのではないかとということで、今回5割くらいアップしてやってみようということである。そうしないと、今、夜間でも自動車が運行しているとシカが前面に出てきたりと危険な状況にあるので、そういうことを踏まえ、今回頭数を増やしてみて、改めて検討していかなければということで、今回お願いしている。

高橋委員：聞き漏らしたのかもしれないですが、先ほど付帯意見として「根本的な対策」とありましたが、その根本的な対策というのは、どのような対策なのか。

事務局：被害防除対策と言いまして、農業被害が起きないように農作物の周りを防護策で囲む方法や、林縁部の手入れが行き届かなくて見通しが利かない状況にあるため、その部分の除間伐を推進することによって見通しを良くして人家の方にシカが侵入しないように、生息環境を整備することを計画には謳っている。捕獲だけの成果が上がり、防除対策側の成果が上がっていないのではないかと部会でも指摘されており、併せて推進していきたいと考えている。

高橋委員：それも対処療法かなと思う。

会長：自然増加率の抑制という表現だったと思うが、聞くと不妊処理をしようとかそういう話に近いのかなと思って聞いていた。そういうのではないのか。

高橋委員：私もそう思っていた。

会長：メスだけ捕っていくとか。

事務局：目標を1,500頭としているが、その内訳としてオス500頭、メス1,000頭を目安としており、一日当たりの捕獲制限もメスに限っては無制限としている。

会長：了解した。なかなか難しい問題なので千田委員の御意見も分かるが、圧倒的に適正密度を越しているという現実があるので、どこで折り合いを付けたらいいのかわからない。少なくとも適正密度に近づけるような方策で管理を進めていただきたいと思う。他にありますか。

高橋委員：もう少し言葉の表現を情緒的かもしれないが変えたほうがいいと思うが。

会長：今後のいろいろな計画作成に当たっては、高橋委員の御意見を参考にさせていただきたいと思う。他の委員から意見はありますか。

千田委員：残渣処理をできる人は無制限に捕ることができるが、その場所はどこかに用意してあるのか。そうでないと捕りたいと思っている人でも捕れない。どこかに行って埋めると言われても、埋める場所が分からない人が狩猟に行く可能性がある。土地勘があってそこに行けば埋める場所があると分かっている方がいいが、そうでない場合、そういう場所を将来的に設置していくというのは考えているのか。

事務局：残渣処理の場所については、県で囲いわなを設置している付近に土地がある。そこだけで足りるかという問題はあるが、その場所は、地元猟友会でも了承していると認識している。ただ、他県から入ってくる狩猟者について、残渣処理の案内等は行っていない。先ほど千田委員から意見があったが、できるだけ残渣が出

ないような資源の活用も考えていきたい。肉だけではなく皮なども有効に活用できるような体制を地元と調整していきながら進めたいと思っている。

菊地委員：生息数がかなり増えてきているとのことだが、具体数が何匹いるのかも分かっていないし、どれくらい増加しているかもわかっていない。そういう段階で方策も分かっていない。その辺の総合的な方策を具体的に示してもらいたかった。

このままだと、増え続けていてそのうちどうしようもなくなるだろうという感じを受けた。

会長：放っておけば、管理しきれなくなる。林床が全部裸にされるまで増えていくというのがあると思う。モニタリングを続けながら、これからの方策を立てていくということである。今回の計画の変更については、了承するという事によるしいか。

内藤委員：資料１－４の捕獲頭数とライトセンサスの資料があるが、２年間でカウント数が倍になっている。このままの勢いでずっと伸びていくとすると、もっと大変なことが起きると思うが、最終的にどうするのかというのをしっかりしておかないといつも追いかけてこで、シカのほうはずっと先に頭数を増やしていくという状況が見えている。どうするのかというのをちゃんと考えてほしいと思う。

会長：イノシシでは、九州、西日本のほうは獲って処分するまで、見据えて、何年か先にはルーティンワーク的に処分していくことまで考えないといけないという議論があった。

次に宮城県ツキノワグマ保護管理計画についてである。クマについて審議するのは、初めてだと思う。共存できるような社会の構築とあるが、具体的にどうするのかなんとなく分かりにくい資料のようなのでわかりやすく説明していただければありがたいと思う。

事務局：概要に添って説明。

会長：初めてのことなので、質問等多いと思うが、ある方は発言願う。

千田委員：平成１８年だけ非常に多いというのは理由があるのか。

事務局：ブナが凶作だったのが理由と思われる。

千田委員：全体としては被害が増えているというわけではないのか。急に増えてきたとか、そういう理由はないのか。

事務局：計画を策定する理由についてか。

千田委員：そうである。被害が非常に増えてきたから策定というわけでもない。なんか理由がおかしいと思うが。

事務局：先ほど説明したとおり、第１０次計画において計画を定めるということで進めている。

千田委員：被害も無いのに計画を立てるのか。

事務局：先に説明したシカは、被害が大変多いので、捕獲頭数を増やすということだったが、クマについては、全国的に見ると大分数が減っていて、逆に守るための計画と理解いただければと思う。

千田委員：そうすると、クマが今まで棲んでいたところに餌が無くなってるのか。何が問題なのか。

事務局：これまでクマに関してはこのような計画が全く無かったため，捕獲の頭数の上限も決められていなかった。全国的に生息数が少ないということを受けて県内の生息数を633頭と推定し，その生息数を守るには捕獲数50頭が妥当であるということなどを盛り込んだ計画になっている。

千田委員：了解した。要するに今まで捕りすぎてたということか。

事務局：基準が無いままに捕っていたので，今回数値を示した。

千田委員：数を規制するということですね。了解した。

内藤委員：生息環境の整備の中のツキノワグマが生息できる森林の整備を図るとあるが，何をするのか説明願う。特に何かをしようとする時，予算が関わってくるので。

事務局：本体計画書の10ページである。

内藤委員：簡単にいうと他の機関にお金を出してもらって行うということか。

事務局：このために予算措置というのはないのですが，既存の森林整備の予算をこういう視点をもって行うということである。

会長：他にあれば発言願う。

高橋委員：計画の対象地域で，いわゆる山形，福島にまたがる南奥羽地域がある。そこで隣県と連携を図るとあるが，今現在の取り組みというのは，何も無いのか。今取り組まなくてもいいのか。

事務局：南奥羽地域の山形，福島については，サルの関係で協議会を組織している。宮城県はそれには入っていないが，今後両県と連携を図るということをここで謳っている。

ツキノワグマに関しては平成18年度に大量捕獲があった。そういった経過も踏まえてクマの保護管理計画を国としても考えるということで，環境省で山形，宮城，福島を含めて連携を図り，計画を立てられないかと進めていたが，最終的にはそれが暗礁に乗り上げてしまったというような状況がある。それを待っていても仕方がないということで，今回この計画を県として単独で作った。山を行ったりきたりするクマに県境は関係ないので，そういったところも含めながら考えていかなければいけないと思っている。

会長：クマの問題はどこの県も共通だと思うが，大体同じような計画なのか。

事務局：宮城県は今回初で，他の県が先行しているため参考にして作っている部分がある。他の県を見ると，進んでいる県は，例えば学習放獣に関しては場所を選定する体制も整備されているが，大体同じような計画になっている。

内藤委員：ツキノワグマの放獣の話だが，ある程度縄張りをもっていると思うが，捕まえたクマを他のクマの縄張りに放り込んでやるとその縄張りが壊れてしまうと思う。縄張りから追い出されたクマがまたどこかに出てくると思うが，同じ個体が出てくるのか，別の個体が出てくるのかその辺ははっきりわかっているのか。そうでないとクマの生態系を乱すということになるので，人間からすれば来るなと思うが，クマからすれば何やってくれているという話になると思うがどう考えているのか。

事務局：基本的には縄張りはないようである。クマがほかのところに行けば当然そこに棲んでいるクマには圧力がかかってしまう。学習放獣する際にはタグをつけて放

獣するが、もし、また戻ってきたら捕殺することとなる。いろいろな文献を見ると、学習放獣の成功例というのが70%というところもあり、30%程度はまた戻ってきてしまうようである。ただ、宮城県の場合は、放獣場所の選定がこれからの作業になり、市町村のなかで完結したらよいのか或いは市町村をまたいで放すのか、まさか他の県というわけにもいかないの、その辺をこれから詰めていかなければと思っている。

千田委員：冬に穴に入るが、あれも彼らが入れる場所がある程度決まっていますそこに潜らないと死ぬのだろうけど、そういう意味ではある数は限られる。そこに放り込んだときに他のクマが追い出されるということなどはどれくらいははっきりしているのか。

事務局：そういう場所は当然限られてくると思うが、なぜ70%が成功して30%が戻ってくるのかは、いろいろな文献を見てもまだわからない。

会長：いろいろわからないが、まず始めますということですね。よろしいか。

嶋崎委員：今、学習放獣の話が出ていたが、初めて計画を作って学習放獣を試験的に実施するという事で文面にも書かれているが、地元の理解も必要であるし、私どものほうも山で仕事しているので、そういったのも十分に配慮してもらって、関係機関に十分説明するなど、情報提供の上、実施してもらいたいと思う。

会長：猟友会の佐々木委員は何か意見があるか。

佐々木委員：クマそのものは増えていない。ただ、ブナ等の木の実が多い年は人里に下りてこない。だから、被害がないのだが、山が不作になるとどうしても人里におりてきてデントコーンや敷地内の果物、そういったものを食べに来る。実際に経験した人もいるが軒下を歩く。それで、私達もできるだけ大事にしたいということで学習放獣してほしいと思うが、ただ私達が実際に駆除をしてみると、クマは同じコースを4、5日から一週間くらいの周期で回っている。例えば大崎市の場合、鳴子近辺でクマが子を産んで岩出山まで来て子を放して。人里に来て子を産み、餌のあるところで子離れを行う。そうすると今は温暖化なので、春早くから目撃される。鳴子に持って行って放しても、親が棲んでいたところにすぐ戻ってくる。違う市町村に持って行って放さないとおそらくまた帰ってくると思う。

会長：今回の計画は、初めての計画なので不完全という失礼だが、手探りでやっていくことが多いと思う。モニタリングあるいは専門家の意見を伺いながら、さらに考えていただきたいと思う。他に発言ないか。それでは、先ずはこういう形で保護管理計画を動き出すということを了承するという事によろしいか。

3番目の議題、田代鳥獣保護区の指定について、これは指定と拡大の両方である。事務局から説明願う。

事務局：資料3、3-1に添って説明。

会長：今の説明について、質問等あるか。

千田委員：この保護区を指定することによる県としての予算措置はどんなものがあるのか。

事務局：毎年保護区の指定、変更をしているが、保護区の制札、案内板の設置、撤去費用だけとなっている。

千田委員：それだけか。管理するとかはないのか。

事務局：狩猟期に入ったらここで猟を行っている人がいないかどうか狩猟パトロールを行う。

千田委員：専門の方がいるのか。

事務局：地方振興事務所の職員が実施している。

千田委員：指定したからといって、特別な費用がかかるというわけではないのか。

事務局：はい。

会長：他に発言はないか。今の説明にあったように地元から要望があって拡大，更新ということで，この案のままで了承いただきたいと思う。

それでは，用意した議事はこれで終わりとする。

4番目の報告だが，これについては温泉部会の報告であるので非公開ということになるので記者の方は御退席願う。

それでは，温泉部会からの報告願う。

委員：資料4に添って報告。

会長：今の報告に対して御意見，御質問等ある方は発言願う。

取り下げたって事は申請者間で相談があったということか。

委員：立ち入った議論の内容は申し上げれないが，地元の委員の方にも中に入っていたいて，いろいろ努力していただいたということもある。

会長：了解した。

これは，報告で審議内容ではございませんが，報告があったということでよろしいか。

それでは次に移る。5番目のその他で事務局のほうからみやぎ環境税の概要について説明願う。

事務局：みやぎ環境税の概要について説明。

会長：説明に対して御意見，御質問等ある方は発言願う。

委員：すごく基本的な確認であるが，これは目的税であり時限の条例なのか。

事務局：詳細な意味で目的税ではない。県民税の均等割りという意味であるが，用途を限定してということで，目的税的な税の扱いとなる。それから期限は条例上5年と期限を設定している。

委員：次はないのか。

事務局：それは政策の状況であるとか期限を見据えながら再度検討していただいて継続することも含めながら検討していく。

委員：「みやぎ」と付いているが，他県ではどのようになっているのか。

事務局：30道府県が導入済みである。先行する30県については，森林環境なり水源地保全ということで山のほうにかけるお金として事業もその範囲で執行している。今回，宮城県の税が多少高めになっているが，クリーンエネルギーの利活用についても県民の方に御協力いただくということで新しい予算を組んでいる。

委員：それから個人法人の金額の配分はどう決めたのか。

事務局：個人それぞれにこれが一番全国の中で高額になるものであるが事業費全体を見定め，それから税を県民のかたがたに御負担いただく額の相当額の見定め，どれくらいの額が適当かということで必要な事業量と課税額とを併せ見て決定をした。

それから法人の方は10%相当額ということで、トータルとして16億円でどれくらいの事業量を見込むのかというなかで設置をした。

委員：個人13億，法人3億の合理的な配分理由だが，例えばCO2の排出でわけたらどうなのか。

事務局：純粹に分け方としてはいろいろな計算方法があるが，産業界が30数%，個人，家庭が30数%という排出量になっている。ただ自動車の使用を運輸でみるのか，家庭部門でみるのかという考え方がいろいろあるが，その中で原因者負担ということで今回の環境税を考えているものではないので均等割りの中で税金をいただいてその中で事業対応をしていくということで，国の方で考えている環境税というのは，原因者負担，加税によって排出を抑制するという抑制策で働く税として炭素税という呼び方をして考えているが，今回われわれの環境税については県民に税を御負担いただくというなかで事業を執行していくという中で原因者負担と考え方とは違っている。

委員：一応環境税とついているので，解釈としては根拠があったほうがいいと思うが，1,000円くらいならいいやという事も申しませんが，やはり具体的にしたい。払わないとかそういうことではなく，基本的な考え方で宮城県がやらなければいけないことが浮かんでこない。みやぎと付ける以上は宮城県はこれをやるというのがないと，みやぎ環境税にはならないような気がする。

事務局：みやぎ環境税というのは，税金の名前というよりは，通称，愛称のようなものである。宮城県の二酸化炭素量の伸びというのが全国的に上位の伸びを示している。全体量については経済的な規模からしても全国の中位クラスではあるが，1990年期に対する伸びがここ数年20数%くらい。一回伸びて後上がったり下がったりしながら徐々に伸びているという状況であるが，宮城県にとって二酸化炭素削減策を他県にも増して一生懸命やらなければならないという環境におかれている。それから，先ほど説明したが環境と経済の両立で宮城県の経済状況も考慮すると環境施策を有効に活用しながら経済での振興も併せて図るという宮城県全体に対する施策という意味も含めて自称したい。

委員：今言ったように，やはりCO2排出を理由であげるとすると何かそれに根拠持たせないといふ説明はおかしいと思う。

それから，事業の例をあげるが，次世代型エコカー環境整備事業は宮城県がやるというのはトヨタが来たからという意味なのか。なぜ宮城県がやらなければならないのか。

事務局：ここで具体的に検討しているのは，電気自動車等がより二酸化炭素排出が少ない環境に貢献する形の自動車を県民の方々に使っていただくような施策はどうするかということである。例えば電気自動車であれば充電器が必要だということになっていてその電気自動車の走行距離と，要はガソリンスタンドみたいな存在である。そういった基盤，インフラを整備するといったものを含めて考えている。

委員：そうすればエコカー補助金は国はやめたが，宮城県ではそれを出すというニュアンスか。

事務局：21年度はハイブリット車に10万円の補助をして県民の方々が先行して全国

よりも高い率でハイブリット車を導入する結果を出している。今回は電気自動車とプラグインハイブリット車を充電しながらエンジンと併せて走るといった車だがその補助も考えなければならないかなど。通常のガソリン車よりも値段が高くて先行導入していくには多少のトップランナーというか先行してやられる方には負担が生じるのでそこは先行策トップランナーとして県、公共のほうも多少の補助もしながら皆さんに電気自動車等の良さをわかってもらうような対応をしようと思っている。

委員：議会に提案する前に自治会館で知事の説明があり、そこで聞いたが、その後いろいろ精査されたのではないかなと思うが非常にそのときは、あまりにも大雑把である。何で宮城県はこんなわけのわからないことばかり言うのかなというような説明である。でも、そのとき集めた税金の管理については別基金を作るとか管理についてはきちんとやるよと説明を受けたような気がするが、そのことについては今ここで説明がなかったと思うが。

事務局：先ほどの御質問とも通じるが、目的税的に使うということなのでこのお金が税収入として一般財源として取り込み何処にいったかわからないというようにはしない。この税収は基金として別立てて環境税だけの基金をつくり、その基金から収入支出、環境事業に使ったという結果報告も毎年していく予定である。

委員：特別会計的にするということか。

事務局：そうである。

委員：そのように明確に知事は話さなかったのか。

事務局：基金管理はすると言ったとは思いますが。

委員：基金管理はするといっても、それぞれ受け取り方が違う。本当に訳の分からない話であった。

事務局：昨年12月から今年の1月にかけて説明会を開催して、その時は使途事業のほうも併せて検討しながら途中経過として説明した部分もある。明確に答えられなかった部分もあったのかなとも思うが、その後県議会のほうでも十分御議論いただいて課税の条例も議決いただいたということで我々のほうでもそういった議決に基づいて今は一歩進んで事業化のほうをより精査しているという状況である。

平吹委員：高橋委員の質問に続く内容かもしれないが、新しいこと始める、特に間口の広い環境に関する取り組みを始めるときには、今までの縦割りといわれる部局間を繋いだり或いはコスト・パフォーマンスをしっかりと県民に還元するような新しい仕組み、それを動かす人材が必要ではないか。こうしたところにも今回のお金が配分されるとみてよいか。

事務局：支える仕組みとか、組織にお金を使うかということか。

平吹委員：端的に言えばそうである。

事務局：ベースの部分には、直接お金を投入するという考えではなくて具体的に効果を表す、5年間という限られた期間、財源で執行するものなので、より即効性のあるより具体的な効果を得られるところに重点的にお金を配分するという考え方でやっている。新しい考え方であるとか組織横断的なのというものは事業を組み立てる際に例えばわれわれの方からとかリクエストをして今までどおりの縦割りの中

で事業が行われるのではなくて、連携をして従来型だと二つの事業でやっていたものを考え方を新たにして要素を取り込んで二つのものを一つにするとか効率的にやるとかそういった工夫をしてやるということにしている。

平吹委員：今、いろいろな組織で改革がなされており、私もそうした組織の中にいるが、新しいことを実施するときには構成員への負担というものが壁になる場合もあると感じている。さまざまな考え方があり、またデリケートな問題であることは承知しているが、そういうところにもお金を配分した上で、新しいことをどんどん進めて、大いに成果を披露していくことも必要なのではないか。

委員：今の意見にすごく賛成である。おとしエコポイントとかそういう話が出たが、横断的なとこに投資しないと、この間終わった政府のエコカー減税、あれも賛否両論あり、良いとこばかり報道されているが、とりあえずあれをやることでハイブリットを買って地球環境にやさしいというそういう業者が増えたというのが一つのポイントである。今こういうとこの経済が少し上がってきて経済活性化、大した活性化ではないかもしれないが、あれがどこにお金が流れていくかという大手の自動車会社と電気会社だけである。そこを巡回しているだけである。それとまた、同じことが起こらないとも限らないので芽がまだ出ていないかもしれないが横断的な基礎学問というかそういった幅広い面で使うようなことを考えていただきたい。

会長：他に発言はないか。

委員：先ほどの説明で、宮城県のCO₂の排出がかなり伸びているという話もあり、エコカーの話も出たが、例えば日本全体でどれくらいの県で取り組んでいるか。宮城と付ける以上は具体的に県民に知らしめるような基本的なデータみたいなのがもらえるのか。もし、知りたかったらどうするのか、わかるのかと思ったが。

事務局：データの一覧したものは、ないと思う。われわれもその都度、必要なときに部分的に集めているので、一覧してまとめたものは見たことがない。環境施策上は最近特にそうだが経済と両立した環境施策、企業と自治体と連携したプロジェクトというのが各県政令市を中心として各県バックアップして全国で打ち上げられてそういったところが環境の先進県という呼ばれ方をされるようになっているが、宮城県なり仙台市がプロジェクトの打ち出しと言うのは今のところ他県に比べて弱い状況にあり、仙台市が、以前に環境都市としていろいろな施策を出したが、タイミングとして今、仙台市の施策が山だったのが少し平準化してきたことによって目立たなくなっている状況にはある。その辺も宮城県としての施策仙台市としての施策、こういった自然に恵まれた都市、エリアでこそ環境施策が十分に行われているのだと表すためにも、そういったプロジェクトにも取り組みながら宮城県なり仙台市なりの環境施策をもっとアピールしていかないといけない。そういった部分にもお金を使いたいと考えている。

委員：みやぎ環境税の用途で特徴的なところはなにか。よそにいったときにアピールしたいと思うがそういったのはあるのか。

事務局：大きな特徴としては先ほど説明したとおりクリーンエネルギーであるとか二酸化炭素削減策に税金を使うというのは全国でないのがこれが大きな用途である。

それも企業支援というだけではなくて県民生活の中でライフスタイルの創造を模索していただくような形のものにも支援をお願いしたい。ここには主要な形でハード的に目立つようなものを書いてあるが、これを支えるようなソフト的な施策も入れ込んでいくような形にしているので、最終形をみていただいて特徴を説明したいと思っている。

小泉部長：環境税の使途，計画について，これだけ見ると網羅的な事業になっているが，基本的には県民総参加型の環境重視型県土創りにまい進していきたい。そういう運動を推進できるような事業方策にしたいと考えている。環境重視の県土作りをしていくためには，より多くの県民の方々がそれなりの意識をもって実際の行動に移ってもらわないとなかなか効果が上がらない。そういういろいろな仕掛けを，今回の使途，中身を詰めるにあたって考えていきたい。今回資料に載せたものは，今の段階でこれくらいは出せるかなというもので，全てではない。来月の中旬以降に案を作り，各圏域毎に県民説明会を開催して率直な御意見を伺うことにしている。その意見を踏まえ最終のプランにしていきたい。担当課長も説明したが，平吹先生からも御指摘あったようにもっと横断的なプロジェクトであるとか期待はしているが，キャパが小さいのか職員からなかなかそういうのが上がってこない。なるべくそういうのを可能な限りだせるようにしているところである。大変厳しい経済環境の中で負担してもらうので環境税の使途についての説明責任を果たしていきたいと考えている。よろしくをお願いしたい。

会長：他に御発言はないか。無ければ今日の議題は終わりにしたいと思う。